

令和7年度

# 監査結果報告書

第1 公の施設の指定管理者監査

(全3件の内 その3)

第2 財政援助団監査

石狩市監査委員

# 目次

<b>第 1 公の施設の指定管理者監査（全 3 件の内 その 3）</b> . . . . .	<b>p. 1</b>
1 公の施設名、指定管理者、所管部署及び監査期間 . . . . .	p. 1
2 監査範囲 . . . . .	p. 1
3 着眼点 . . . . .	p. 1
4 監査方法 . . . . .	p. 2
5 監査結果 . . . . .	p. 2
(1) 指定管理者	
(2) 所管部局	
6 参考資料 . . . . .	p. 2
(1) 指定管理者の概要	
<b>第 2 財政援助団体監査</b> . . . . .	<b>p. 3</b>
1 監査期間 . . . . .	p. 3
2 監査範囲 . . . . .	p. 3
3 着眼点 . . . . .	p. 3
4 監査方法 . . . . .	p. 4
5 監査結果 . . . . .	p. 4
(1) 指定管理者	
(2) 所管部局	
6 参考資料 . . . . .	p. 4
(1) 団体の概要	

# 第 1 公の施設の指定管理者監査（全 3 件の内 その 3）

## 1 公の施設名、指定管理者、所管部署及び監査期間

	公の施設名	指定管理者	所管部署	監査期間・実地監査
その 3	石狩市公民館	特定非営利活動法人 石狩市文化協会	教育委員会社会 教育部 (公民館)	令和 7 年 12 月 22 日から 令和 8 年 2 月 6 日まで 実地監査 令和 8 年 2 月 6 日

## 2 監査範囲

令和 7 年度監査等計画に基づき令和 6 年度の事務執行分を基本とし、必要に応じ他の年度も対象とした。

## 3 着眼点

主要な着眼点として以下の項目を設定した。

種別	項目	内 容
指定管理者	協 定 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定等に基づく義務の履行は適切に実施されているか</li> <li>利用料金等の取扱いは適正か</li> <li>指定管理者申請における計画や利用促進、市民サービスの向上の取組みは適切に実行されているか</li> </ul>
	施 設 管 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか</li> <li>法定点検等が必要な設備等は定められた時期に適切に点検が行われているか</li> <li>改善すべき事項があった場合に速やかに措置が講じられているか</li> </ul>
	出 納 帳 簿 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>公の施設の管理に係る出納関係帳簿等の整備、記帳は適正か</li> <li>領収書等、証拠書類の整備、保管は適切か</li> </ul>
	財 産	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切に管理されているか</li> <li>移動、処分等必要な報告が所管部局に行われているか</li> </ul>
	諸 規 程	<ul style="list-style-type: none"> <li>公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は適切に整備されているか</li> </ul>
所管部局	管 理 者 指 定	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者の指定は、法令、条例等に適合し適正・公平に行われているか</li> <li>管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか</li> <li>協定書等には、必要事項が適正に記載されているか</li> <li>管理に関する経費の算定や支出の方法、手続等は適正に行われているか</li> </ul>
	指 導 監 督	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業報告の内容は適切に確認されているか</li> <li>指定管理者に対し、必要な調査や指示等の指導監督が適切に行われているか</li> </ul>
共通事項	改 善 状 況	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に指摘、指導された事案は改善されているか</li> </ul>

## 4 監査方法

石狩市監査基準に準拠し、指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿った適正な施設管理が行われているか、所管部局に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点を置き、提出された資料等の書類監査並びに施設に赴き実地監査を行った。なお、確認が必要な部分等は関係職員からの説明聴取等で補足した。

## 5 監査結果

### (1) 指定管理者

	公の施設名	指定管理者	監査結果
その3	石狩市公民館	特定非営利活動法人石狩市文化協会	監査の結果、事務は概ね適正に執行されていることが認められた。

### (2) 所管部局

	公の施設名	所管部局	監査結果
その3	石狩市公民館	教育委員会社会教育部(公民館)	監査の結果、事務は概ね適正に執行されていることが認められた。

## 6 参考資料

### (1) 指定管理者の概要

その3 特定非営利活動法人石狩市文化協会

設立目的	設立年月日	事業
石狩市民を中心とする道民に対して、文化・芸術の振興に関する事業を行い、文化・芸術活動を通してまちづくりに寄与する。	平成 22 年 11 月 26 日	1 特定非営利活動に係る事業 (1) 市民文化祭等の文化事業の開催並びに協力に係る事業 (2) 文化振興への貢献・功績に対する顕彰に係る事業 (3) 市民文化振興に係る情報発信事業 (4) 市民文化団体の育成及びその活動促進に係る事業 (5) 市民文化に係る研修及び交流事業 (6) 各種文化教育施設の管理・運営事業 (7) 文化振興についての調査研究 (8) 他団体・関係機関との連絡調整及び連携事業 (9) 前各号の事業に付帯する事業 2 その他の事業 (1) 物品の斡旋及び販売 (2) 役務の提供

## 第2 財政援助団体監査

### 1 監査期間

令和7年11月27日から令和8年1月15日まで

### 2 監査範囲

令和7年度監査等計画に基づき令和6年度の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度も対象とした。

団 体 名	石狩商工会議所
補助金等の名称	商工会議所経営改善普及事業交付金
所 管 部 局	産業振興部（商工労働課）
令和6年度交付額	35,933,000 円

### 3 着眼点

主要な着眼点として以下の項目を設定した。

種別	項目	内 容
財政援助団体	事業計画・事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体の事業計画書、決算諸表等は、交付申請、実績報告の内容と符号するか</li> <li>事業は計画及び付された交付条件に従って実施され、効果が上げられているか</li> <li>交付申請、実績報告及び補助金等の請求等は適時行われているか</li> <li>補助対象外事業への流用は無い</li> </ul>
	補助金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金等に係る経理等は適正か</li> <li>精算報告は適正に行われているか</li> <li>精算に伴う返還金がある場合、適正に返還されているか</li> <li>補助金等に係る責任体制等の内部統制は有効に機能しているか</li> </ul>
	出納帳簿等	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金等に係る出納関係帳票の整備、記帳等は適切か</li> <li>領収書等の証拠書類は適正に整備、保存されているか</li> </ul>
	財 産	<ul style="list-style-type: none"> <li>財産の処分制限がある場合、これに違反するものは無い</li> </ul>
所管部局	補助金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金等の決定は法令等に適合しているか</li> <li>補助金等の交付目的及び補助事業の内容は明確か</li> <li>公益上の必要性は十分か</li> <li>補助金等の額の算定、交付時期、手続等は適正か</li> <li>交付決定に付す条件は明確に示されているか</li> <li>付された条件の履行状況、対象事業の内容及び経費等について、実績報告書等により内容や効果等が十分確認されているか</li> </ul>
	指導監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付団体への指導監督は適切に行われているか</li> <li>補助金の交付目的や効果から、事業の統合や廃止等の必要な見直しがされているか</li> </ul>
共通事項	改善状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に指摘、指導された事案は改善されているか</li> </ul>

#### 4 監査方法

石狩市監査基準に準拠し、団体に対しては、財政的援助を行っている事業が補助等の目的に沿って適正で有効かつ効率的に執行されているか、所管部局に対しては、団体への指導監督が適切に行われているかに重点を置き、提出された資料等の書類監査並びに団体に赴き実地監査を行った。なお、確認が必要な部分等は関係職員からの説明聴取等で補足した。

#### 5 監査結果

対象		監査結果
(1)	財政援助団体 石狩商工会議所	監査の結果、事務は概ね適正に執行されていることが認められた。
(2)	所管部局 産業振興部（商工労働課）	監査の結果、事務は概ね適正に執行されていることが認められた。

#### 6 参考資料

##### (1) 財政援助団体の概要

石狩商工会議所

設立目的	設立年月日	事業
地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与する。	平成 12 年 4 月 3 日	<p>事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 商工会議所としての意見を公表し、これを、国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。</li> <li>(2) 行政庁等の諮問に応じて答申すること。</li> <li>(3) 商工業に関する調査研究を行うこと。</li> <li>(4) 商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行うこと。</li> <li>(5) 商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと。</li> <li>(6) 輸出品の原産地証明を行うこと。</li> <li>(7) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。</li> <li>(8) 商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。</li> <li>(9) 商工業に関する技術及び技能の普及又は検定を行うこと。</li> <li>(10) 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。</li> <li>(11) 商事取引に関する仲介又はあっせんを行うこと。</li> <li>(12) 商事取引の紛争に関するあっせん、調停又は仲裁を行うこと。</li> <li>(13) 商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行うこと。</li> <li>(14) 商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと。</li> <li>(15) 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。</li> <li>(16) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。</li> <li>(17) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。</li> <li>(18) 国際親善の増進を図ること。</li> <li>(19) 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。</li> </ul>